

綾瀬市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のコミュニティ活動充実のため、備品等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業実施主体で、センターが助成の対象と決定したものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、実施要綱に定めるコミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実施要綱に基づき、センターが市に対して助成を決定した額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該事業実施年度の9月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) コミュニティ活動備品等整備事業計画書（第1号様式）
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに変わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、一般コミュニティ助成事業補助金（変更）交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定による、市長の定める期日は、前条による通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第8条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、一般コミュニティ助成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による市長の定める期日は、事業完了後30日とし、一般コミュニティ助成事業完了届（第4号様式）により市長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

コミュニティ活動備品等整備事業計画書

(年度)

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	

第2号様式（第6条関係）

一般コミュニティ助成事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のありました 年度綾瀬市一般コミュニティ助成事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

第3号様式（第8条関係）

一般コミュニティ助成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市一般コミュニティ助成事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

- 1 対象補助金の種類
- 2 変更の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 添付書類

第 4 号様式（第 9 条関係）

一般コミュニティ助成事業完了届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
自治会名
代表者氏名 印

次のとおり 年度一般コミュニティ助成事業が完了したので、綾瀬市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により届けます。

補 助 金 名 称	
補 助 金 額	
完 了 年 月 日	
添 付 書 類	(1) (2) (3) (4)

※ 添付書類は、購入の事実が確認できる書類とする。